

第三者評価結果

事業所名：ぼるく中原

A-1 利用者の尊重と権利擁護

A-1-(1) 自己決定の尊重	第三者評価結果
【A1】 A-1-(1)-① 利用者の自己決定を尊重した個別支援と取組を行っている。	a
<p><コメント> 自己表現が難しい利用者の意向もできるだけ把握できるよう、サインを見過ぎず、一つひとつの行動の意味を考えています。それぞれの利用者が長い時間取り組める活動、繰り返し行って楽しめる活動については、本人に「よくできたね」「がんばったね」と声をかけ、その活動が創造性につながるように支援しています。何かを無理に勧めたり誘ったりせず、違う選択肢も提示して、利用者の欲しいもの、したいことを主体的に選べるようにしています。例えばおやつは食べたがらない利用者に対して別のものを出したり、散歩に行きたがらなければ部屋で過ごせるようにしています。</p>	
A-1-(2) 権利擁護	第三者評価結果
【A2】 A-1-(2)-① 利用者の権利擁護に関する取組が徹底されている。	a
<p><コメント> 法人で「職員倫理行動マニュアル」を作成し、職員の心構えやとるべき行動を明記しています。マニュアルには「児童版」もあり、具体的な場面に即して説明しています。声のトーンや言葉遣いなどについても日ごろから注意喚起を行い、毎月虐待防止のセルフチェックを実施しています。虐待防止委員会は2ヶ月に一度開催し、どのようにすればミトンなどによる拘束をしなくても子どもが安全に過ごせるか検討しています。また、事業所では職員が全員女性であることから、子どもが異性である場合の支援を子どもの年齢や場面に照らし合わせて精査し、職員会議でも話し合っています。家庭での不適切な療育が疑われる場合は、関係機関と連絡を取り合い対応を検討しています。管理者は、その手順について事業所の他職員への周知をさらに進めていきたいと考えています。</p>	

A-2 生活支援

A-2-(1) 支援の基本	第三者評価結果
【A3】 A-2-(1)-① 利用者の自律・自立生活のための支援を行っている。	a
<p><コメント> 利用開始時のアセスメントシートで食事、排泄、着脱の身辺自立のレベルについて細かく聞き取りを行い、個別支援計画で具体的な目標とそれを達成するための助けとなる方法を記述して支援に反映させています。片付けなど一部の子どもにとって難しいことについては、都度「手伝うから見ていてね。」と言って、職員がその子どものいるところで一連の流れを行い、どうすればよいか見てもらうようにしています。帰宅後も第三者による見守りが自立生活に向けて有効と思われる場合には、在宅保育サービスを紹介しています。また、高校卒業後の生活の参考になるよう、「高校卒業後の進路について」という保護者向け研修会を実施しています。</p>	
【A4】 A-2-(1)-② 利用者の心身の状況に応じたコミュニケーション手段の確保と必要な支援を行っている。	a
<p><コメント> 言葉だけではなく、ジェスチャーや玩具、意思表示ボード、カードなどをコミュニケーションツールとして利用しています。また、「前傾姿勢から立ち上がること」が同意を示すなど、一人ひとりの子どもの動きの意味を理解し、意思疎通の方法を増やしています。歌に合わせてリズムをとり、一緒に声を出すことで、意味の把握や発話につなげています。欲しいものを奪い取るなど子ども同士でのコミュニケーションが取れない時は、間に職員が入り、落ち着いたあとで相手の気持ちを説明しています。また、「ください」のジェスチャーなど、具体的なコミュニケーション方法を子どもに伝えています。どうしても理解できない行動が見られたときは、保護者に連絡帳や口頭で聞き、それに対してどのように対応したらよいか確認しています。</p>	

<p>【A5】 A-2-(1)-③ 利用者の意思を尊重する支援としての相談等を適切に行っている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 1対1で子どもを支援する時間を増やすことで、子どもが職員に気持ちを伝え、職員が子どもの意向を把握する機会を増やしています。一定の年齢を過ぎた子どもには距離感を把握してもらい接触を控えていますが、子どもの甘えたい気持ちにも寄り添い、求めに応じる形でボディタッチやマッサージなどを行っています。また、どんな環境や方法だと子どもが快適な状態になるか探り、一人で過ごす、マットで休む、土いじりをするなどその時々で一番落ち着いて過ごせる環境を整えています。子どもの意思表示とそれを尊重した支援について記録に残し、個別支援計画に反映するとともに、必要に応じて支援会議で共有しています。</p>	
<p>【A6】 A-2-(1)-④ 個別支援計画にもとづく日中活動と利用支援等を行っている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業ともに一日の流れを提示していますが、子どもの希望やニーズによって個別に対応できるようにしています。放課後等デイサービスでは、学校帰りであることに配慮して、学習、散歩、遊びのほか、休息などリラックスできる過ごし方が選べます。児童発達支援では、スケジュールボードを使ってあいさつ→活動→公園→お弁当という流れを定着させています。活動は風船遊び、体操、制作などさまざまですが、年間を通して感触遊びに力を入れています。水、白滝、片栗粉、落ち葉など多様な素材を皆で触ってみることで、感覚過敏の子どもも少しずつ触ることに慣れてきて、五感の成長につながっています。そのほか遠足、水遊びなど公園や散歩以外の戸外活動やハロウィンなどのお祭りも行っています。これらの活動については職員会議のほか、適宜事業ごとに会議を開いて振り返り、翌週以降の計画立案につなげています。</p>	
<p>【A7】 A-2-(1)-⑤ 利用者の障害の状況に応じた適切な支援を行っている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 職員は発達支援部会新人研修、行動援護従事者養成研修などに参加して専門知識を習得しています。また、非常勤も含めて職員全員で「視覚支援と意思表示」など特定の支援内容をテーマにしたオンデマンド研修も定期的に受け、支援の向上を図っています。毎月の個別支援会議のほか、気が付いたことを都度職員間で報告・検討しています。例えば、聴覚過敏の特性を持つ子どもについては、個別に過ごせるようにしています。一つのものを取り合う場合は、子どもどうしの日中活動の場所を分けたり、同じものを買足するなどしています。また、送迎時の手持ち無沙汰な状態が不適切な行動に結びつかないように、場合によっては、持っている物と安心できる物を持ち込むこともあります。</p>	
<p>A-2-(2) 日常的な生活支援</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>【A8】 A-2-(2)-① 個別支援計画にもとづく日常的な生活支援を行っている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 通所施設のため、食事の提供や入浴等の支援は行っていません。昼食は家庭から持参し、子どもの心身の状況に応じて見守りや介助を行っています。座位がとれない子どもが食事をする際には、バウンサーやチャイルドシートなどを利用しています。送迎についても、状況に応じてバギーやベッドタイプのチャイルドシートを利用して安全に移動できるようにしています。そして姿勢によって視界が違ってくことを意識して、物の置き場所を工夫し、目に留まるようにしています。排せつ支援は保護者と緊密な連携を取りながら子どもの年齢や性別も考慮し、人権を尊重した支援となるよう努めています。</p>	
<p>A-2-(3) 生活環境</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>【A9】 A-2-(3)-① 利用者の快適性と安心・安全に配慮した生活環境が確保されている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 毎日受け入れている4~5人の子どもが思い思いに過ごせるよう、特に放課後等デイサービスでは学校帰りで疲れがあることに配慮して、リラックスできるスペースを確保しています。床はフローリングとクッションフロアに分け、寝転んで過ごしたい子どものニーズに応じています。個別に楽しめるよう2階を細かく仕切り、さらに乗降が楽しめるミニ階段も設置しています。その他、石遊びが楽しめる砂利の庭や近隣の公園も活用しています。体が動かせない子どもには職員が常について安全に過ごせるようにしています。室内は採光が取れ、照明も適度な明るさにしています。おむつの交換場所を固定し、掃除、及び、除菌に力を入れ、トイレやシャワーなどの水回りも常に清潔を保つように心がけています。</p>	

A-2-(4) 機能訓練・生活訓練	第三者評価結果
【A10】 A-2-(4)-① 利用者の心身の状況に応じた機能訓練・生活訓練を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>生活訓練では、遊びを通して機能を高めることに役立てています。例えば、いろいろな音を真似ることで音が聞き分けられるようになったり、感触遊びによってさまざまな素材に抵抗なく触れられるようになったりしています。個々の生活動作では、靴の脱着方法について「指をかかどにかけよう促して脱ぐ」「かかどを押さえながらひざを上げる」など個別指導計画に細かく方法を記載して支援に当たっています。また、療育センターを訪問して、どのように食事をとっているか、どんな姿勢で活動しているかなどを見学し、事業所での支援に生かしています。保護者からの求めがあれば、拘縮予防のために上肢・下肢を伸ばすなど、日常的に家庭で行っていることを聞いて事業所でもできる範囲で個別に実施しています。今後、専門職から直接指導を受ける機会も持つことが期待されます。</p>	
A-2-(5) 健康管理・医療的な支援	第三者評価結果
【A11】 A-2-(5)-① 利用者の健康状態の把握と体調変化時の迅速な対応等を適切に行っている。	b
<p><コメント></p> <p>家庭と連携し、利用者の健康管理に努めています。体温などを家庭で連絡帳に記入してもらい、事業所到着後に視診を行っています。視診の際や利用中に見られた異変については、口頭ならびに連絡帳で保護者に伝えています。ひきつけやけいれんなど、利用者の急な体調変化があった時にはどうするかあらかじめ保護者と打ち合わせ、協力医療機関を利用する場合、保護者の指定する病院に行く場合など、状況に応じて取り決めていきます。職員は障害児の健康管理について、知識を共有するようにしています。さらに、定期的に健康管理に関する研修の機会を持つことが期待されます。</p>	
【A12】 A-2-(5)-② 医療的な支援が適切な手順と安全管理体制のもとに提供されている。	
<p><コメント></p> <p>非該当</p>	
A-2-(6) 社会参加、学習支援	第三者評価結果
【A13】 A-2-(6)-① 利用者の希望と意向を尊重した社会参加や学習のための支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>障害を持つ子どもを対象としたコンサートや障害者スポーツプログラムなど社会参加に資する情報を提供しています。また要望に応じて、学校の宿題や自宅学習の少量を事業所でやってほしいという子どもにも対応しています。社会参加のための支援は主に放課後デイサービスで行っていますが、まず社会参加の前提として、数の概念や時計の見方を学習し、見通しを持って次の行動ができるようになることを目指しています。そして公共交通機関が利用できるように、券売機で切符を購入して電車に乗るという体験も毎年行っています。今年は生田緑地のスタンプラリーに参加し、子どもたちから好評でした。</p>	
A-2-(7) 地域生活への移行と地域生活の支援	第三者評価結果
【A14】 A-2-(7)-① 利用者の希望と意向を尊重した地域生活への移行や地域生活のための支援を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>個々のアセスメントを職員共有で把握し、本人や保護者の意向を取り入れながら活動プログラムに取り入れています。特に児童発達支援では、幼児の「遊び」を中心としたプログラムを作成し、遊びから得られる体験や学習に力を入れています。感覚過敏の子どもには、片栗粉のサラサラから水を浸み込ませたり、糸こんにゃくの触覚から、色を付けて興味を引き出させるなど、遊びの感覚から慣れることを体験しています。また、放課後等デイサービスの子どもたちは、道路の歩き方、電車やバスに乗るルール、買い物をする時の手順などの体験をしています。現在のところ社会資源（図書館、子ども文化センター、病院など）を利用する体験学習までに至っていません。今後の課題としています。地域生活への移行は行っていません。</p>	

A-2-(8) 家族等との連携・交流と家族支援	第三者評価結果
【A15】 A-2-(8)-① 利用者の家族等との連携・交流と家族支援を行っている。	b
<コメント>	
保護者との連携は、特に連絡帳を重視し、事細かにその日の様子を伝えています。保護者や事業所からの情報で連絡帳に書ききれないときは、電話や面談で詳細を伝えています。保護者との連携方法として個別支援計画作成時に書面での報告か、または面談希望か、いずれかを選択してもらっています。療育センターの心理評価が年に1回行われますが、その検査結果や保護者・本人の意向を参考に一人ひとりの支援プログラムを作成しています。子どもの体調不良や急変時の対応は、利用契約書に記載しており、適切に行われています。家族アンケートでは、「送迎時にも情報交換をしてほしい」との要望があり、事業所では保護者との交流方法に工夫が必要だとしています。	

A-3 発達支援

A-3-(1) 発達支援	第三者評価結果
【A16】 A-3-(1)-① 子どもの障害の状況や発達過程等に応じた発達支援を行っている。	a
<コメント>	
事業所では、「子どものやりたいことを優先に、個々にあった支援、障害に応じた柔軟な対応、保護者とともに支える」ことを職員共有の基本支援として行っています。遊びと生活を重視したうえで、集団活動と個別活動を組み合わせた活動を行いますが、個々に目標参加の方法が異なるため、綿密に作成された個別支援計画に沿った発達支援を行っています。子どもの関係機関（学校・療育センター、相談支援事業所など）との情報共有、連携や調整に関しては、必要に応じて連携をしています。	

A-4 就労支援

A-4-(1) 就労支援	第三者評価結果
【A17】 A-4-(1)-① 利用者の働く力や可能性を尊重した就労支援を行っている。	
<コメント>	
評価外	
【A18】 A-4-(1)-② 利用者に応じて適切な仕事内容等となるような取組と配慮を行っている。	
<コメント>	
評価外	
【A19】 A-4-(1)-③ 職場開拓と就職活動の支援、定着支援等の取組や工夫を行っている。	
<コメント>	
評価外	